

2015年8月12日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議長 殿

[住 所] 〒231-0062 横浜市中区桜木町 3-9-6F  
[団 体 名] 神奈川県社会保障推進協議会  
[代表者名] 事務局長 佐々木 滋  
[連 絡 先] 電話番号 045-201-3900

### 後期高齢者の保険料軽減特例措置の継続と負担軽減を求める陳情

#### 【陳情趣旨】

後期高齢者の保険料軽減特例措置は平成 20 年度以降の国の予算措置により継続され、平成 25 年度は全国で 890 万人強（被保険者数比 57%）が、神奈川でも約 87 万人（同 46%）が対象となっており、制度として定着しています。しかし、平成 29 年度から原則的に本則に戻すとされたことは、例えば均等割 8.5 割軽減の方は 2 倍に、9 割軽減の方は 3 倍に、元被扶養者で均等割 9 割軽減の方は 10 倍に保険料が引き上がることを意味し、低所得者の大幅な負担増を招くものです。この見直しについて、宮城県や愛知県の広域連合議会から国に継続を求める意見書が提出されています。

高齢者の貧困が社会問題となっていますが、史上最高を更新している生活保護受給者の多くが高齢者であり、年金給付は本年 4 月のマクロ経済スライド実施により今後 30 年間にわたり給付削減が続くと言われ、県内自治体の 1 号被保険者の介護保険料基準額は制度導入当初の 1.5 倍前後から市町村によっては 2 倍以上となっており、昨年 4 月の消費税率 8% への増税に続き 2017 年 4 月からは 10% へと引き上げられるため、後期高齢者の生活を取り巻く環境は極めて厳しいと言わざるを得ません。安心して必要な医療を受けるには、保険料軽減特例の継続や代替え措置が必要です。

合わせて、保険料は昨年 4 月から平均 3.6% の引き上げとなり、国が当初「医療費の 1 割」と説明していた高齢者負担率も年々増加しています。平成 25 年度の実滞納者数は平成 26 年 5 月末時点で 13,870 人ですが、いわゆる「悪意の滞納者」は仮に存在したとしてもごく一部に過ぎず、「払える保険料」になっていないことが滞納を生む根本的な原因です。

解決のためには、第一義的には国が国庫負担を増額することですが、県広域連合としても剰余金や財政安定化基金の最大限の活用や県・市町村にも独自の財政措置を求めるなど、あらゆる施策を講じて保険料の引き下げを図る努力が求められています。

その一つとして、法定軽減の対象を少し上回る低所得階層に対する新たな減免制度の創設や、北海道、兵庫県、広島県、福岡県、熊本県などの広域連合が実施している独自の低所得者減免制度の創設などを検討すべきです。また、国調整交付金の減額分は財政的影響が非常に大きいことから、例えば低所得者数にも着目した要素を取り入れるなど、算定方式の改善を国に求めるべきです。

以上のことより、次の事項を実現していただきますよう陳情いたします。

#### 【陳情事項】

- 一、後期高齢者の保険料軽減特例措置の段階的見直しにあたり、見直しは中止し、恒久的制度として継続することを求める意見書を国に提出していただくこと。
- 二、また、中止されない場合は負担増相当額にあたる交付金措置を国に求めていただくこと。
- 三、あらゆる措置を講じ、保険料の引き下げを図っていただくこと。
- 四、保険料の法定軽減の対象を少し上回る低所得階層に対する、新たな低所得者減免制度の創設を図っていただくこと。
- 五、国に対し、後期高齢者医療制度への国庫負担増額と国調整交付金の算定方法の改善を求めていただくこと。

以上